

平成 25 年 決算審査特別委員会(総括質疑)

1. 開催期日 平成 25 年 10 月 25 日(金) 午前 10 時分から午後 12 時 09 分

2. 開催場所 本庁舎 3 階本会議場

3. 出席委員

決算審査特別委員長	佐藤 敏男	決算審査特別副委員長	武田 隆
総務分科会委員長	立崎 弘昭	総務分科会副委員長	西田 裕司
総務分科会委員	中野 募	総務分科会委員	橋本 博
総務分科会委員	藤田 豊	総務分科会委員	川崎 彰治
民生分科会委員長	鈴木 陽一	民生分科会副委員長	板垣 恭彦
民生分科会委員	田辺 優子	民生分科会委員	大迫 彰
民生分科会委員	尾崎 弘人		
建設文教分科会委員長	國枝 秀信	建設文教分科会副委員長	谷浦 浪子
建設文教分科会委員	永井 桃	建設文教分科会委員	野村 幸宏
建設文教分科会委員	畠山 勝	建設文教分科会委員	滝 久美子
建設文教分科会委員	木村真千子		

4. 欠席委員 なし

5. 委員外議員 なし

6. 市側出席者

市長	上野 正三	副市長	道塚 美彦
監査委員	染谷 一彦	企画財政部長	高橋 孝一
総務部長	副市長事務取扱	市民環境部長	塚崎 俊典
保健福祉部長	木下 信司	保健福祉部次長	徳村 政昭
建設部長	村上 清志	経済部長	小島 靖雄
経済部次長	浜田 薫	水道部長	深尾 壯
会計室長	佐藤 芳幸	消防長	相馬 正人
教育長	吉田 孝志	教育部長	八町 史郎
教育部次長	山崎 克彦		
監査委員事務局長	山田 隆二		

政策調整課長	川村 裕樹	財政課長	中屋 直
総務課長	小島 晶	土木事務所長	諏訪 博紀
契約課長	内山 浩一		

教育総務課長	櫻井 芳信	文化課長	新谷 良文
--------	-------	------	-------

7. 事務局

事務局長	土谷 繁	書記	千葉めぐみ
書記	永澤るみ子		

8. 傍聴者 3名

9. 案件

議案第 15 号 平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について
議案第 16 号 平成 24 年度北広島市水道事業会計決算認定について

議事の経過

佐藤委員長

開会前に、傍聴の取り扱いについては申し合わせにより、許可することといたします。

ただ今から、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件は、第 3 回定例会最終日の 9 月 6 日に本委員会に付託されました、議案第 15 号、平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について。議案第 16 号、平成 24 年度北広島市水道事業会計決算認定について。

以上、2 件を一括して議題といたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。

立崎委員長。

立崎総務分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 15 号 平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計の歳入及び歳出のうち、議会費、総務費のうち出張所費を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、市民参加推進事業、徴税费、選挙費、統計調

査費及び監査委員費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について、道塚副市長、関係部長ほかの出席を求め、10月16日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

歳入では、

コンビニ収納の比率はどの程度伸びているか。また、コンビニ収納は市税の納付率向上に影響を与えているか。

地方消費税交付金は予算額に対し、決算額が500万円ほど少ないが原因は何か。

との質疑に対し、

コンビニ収納の利用は、平成23年度と比較して市税が1.7%、軽自動車税が2.6%、固定資産税が1.5%、国民健康保険税が1.1%、全体では1.5%程度増加している。また、現年度の市税の収納率は昨年度より0.09%伸びており、コンビニ収納の利用率の増加も反映しているものと考えが、大きくは市民の利便性の向上につながっているものと考えている。

地方消費税交付金は、国の地方財政対策等で示された地方消費税交付金の伸び率3%を参考にして、予算編成を行ったが、実績は0.9%しか伸びなかったために約500万円の差が生じた。

との答弁がありました。

総務費では、

自主防災組織育成事業の補助金は、何団体に交付され、どのように利用されたのか。また、自主防災組織の組織率はどの程度か。

市のホームページのアクセス数はどれくらいだったのか。また、ホームページの広告料の値上げについて考えているか。

との質疑に対し

自主防災組織育成事業の補助金は10団体に交付した。補助金の主な用途はリヤカーやメガホンなどの防災資機材の購入、啓発チラシ作成、防災講座の講師謝礼である。平成24年度末の組織率は38%だが、現在は51.4%まで伸びている。

ホームページはトップページで年間47万8千件、その他のページを含めると、年間約320万件のアクセスがあった。広告料は適正な金額であるとの考えから、値上げについては考えていない。

との答弁がありました。

消防費では、

住宅用火災警報器の普及実態はどのようになっているか。独居老人に対する住宅用火災警報器の啓発は保健福祉部と連携が取られているか。

との質疑に対し

平成25年6月現在の住宅用火災警報器の、設置率は77.5%である。独居老人に関しては保健福祉部からの情報提供に基づき、住宅用火災警報器の設置指導や防火指導を行っている

る。

との答弁がありました。

職員費では、

時間外勤務の実態は、どのようになっているか。また、時間外勤務が多い課に対して、どういった対処を行ったか。

との質疑に対し

平成 24 年度は 1 人平均年間 204 時間で、少しずつではあるが年々伸びてきている。時間外勤務の状況やヒアリングにより、必要であると判断した場合には、正職員を増員したり、再任用職員や臨時職員等の配置を行っている。

との答弁がありました。

予備費では

予備費を予算措置するのはどのような理由からか。またどういった事業に予備費を充当したか。

との質疑に対し

新たな財政需要が発生した場合、緊急性や議会開催の時間的な問題などを勘案し、予備費を予算措置して対応している。予備費を充当した主なものは、9 月の大雨で中の沢川の護岸復旧が必要になったための、河川管理費の約 760 万円。修正申告等によって過年度の税金還付が生じた賦課徴税費の 350 万円。3 月に充当した除雪費の 1400 万円などである。

との答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会・総務分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

佐藤委員長

次に、民生分科会委員長の報告を求めます。

鈴木委員長。

鈴木民生分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 15 号 平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計歳出の総務費のうち、総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち、男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち、市民協働推進事業、市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費及び戸籍住民基本台帳費、民生費、教育費のうち、教育総務費の幼稚園就園費事業及び幼稚園就園準備支援事業、衛生費、国民健康保険事業特別会計、霊園事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、道塚副市長、関係部長ほかの出席を求め、10 月 17 日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

総務費のうち市民生活費では、

地域コミュニティ推進事業について、自治会交付金の交付団体が 149 団体と年々減少しているが原因は。

との質疑に対し、

自治会の解散や合併、世帯の減少や交付金の辞退、自治会交付金交付要領に該当しない町内会などがあることが原因と考えている。

との答弁がありました。

民生費では、

広域入所児童委託事業について、他市町村から北広島市に通っている児童は何名いるのか。生活保護について、就職支援の活動により生活保護から自立した人は何人か。

高齢者支援サービス事業の配食サービスについて、利用者数が平成 23 年度 313 人に対し、平成 24 年度は 286 人と減少してきていることについて見解は。

との質疑に対し、

他市町村から北広島市に入所している児童は、恵庭市と千葉県からそれぞれ 1 人であった。

生活保護の就労支援活動については、ハローワークとの連携による支援と市の就労支援相談員による支援により、15 人の支援を行い 10 人が就職し、そのうち 2 人が生活保護から自立となった。

配食サービスの利用者の減少については、民間の配食業者の増加等による選択肢が増えたことや家族の支援などが主な要因と考えている。

との答弁がありました。

教育費のうち教育総務費の幼稚園就園奨励費事業では

該当となる幼稚園数と市町村別の対象者数は。

との質疑に対し

対象となった幼稚園は市内 8 園を含めて 19 園で、市町村別の対象者数は北広島市 643 人、札幌市 127 人、恵庭市 1 人である。

との答弁がありました。

衛生費では、

省エネルギー推進事業について、省エネキャンペーンの成果は。

ごみ減量化、資源化対策事業について、集団資源回収団体は何団体あるのか。また奨励金交付額の年間最高額は。

がん検診推進事業について、委託料の予算額が約 4891 万円に対し、決算額が 3564 万円と 1000 万円以上も開きがあるが、受診率向上に向けた取り組みは。

との質疑に対し

省エネキャンペーンは 12 月から 2 月の期間で電気使用量を削減した方を対象に応募いただき、320 件の応募で平均節電率はマイナス 17.6%であった。

平成 24 年度の集団資源回収申請団体は 116 団体であり、奨励金の最高額は 53 万 6080 円

である。

がん検診受診率向上のため、受診医療機関の拡大やクーポン券の発送時期を早めるなどの方法が考えられるが、他市の方策等も参考に検討していきたい。

との答弁がありました。

国民健康保険事業特別会計では、

特定健康診査について国庫負担金と道負担金が同額であるが、制度の根拠は。

との質疑に対し、

特定健康診査保健指導国庫負担金交付要綱に基づき、基準単価に対し、国と道からそれぞれ3分の1ずつ補助を受けているため同額の負担金となっている。

との答弁がありました。

介護保険特別会計では、

介護認定審査会について、委員の構成と開催回数は。

との質疑に対し

保健、医療、福祉の分野からそれぞれ4名ずつの12名で構成されている。月曜日と木曜日の週2回開催しており、24年度は82回の開催で、審査件数は2734件であった。

との答弁がありました。

霊園事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計では、特に質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会・民生分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

佐藤委員長

次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。

國枝委員長。

國枝建設文教分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第15号 平成24年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計歳出の農林水産業費、商工労働費、土木費、教育総務費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業を除く教育費、下水道事業特別会計及び議案第16号 平成24年度北広島市水道事業会計決算認定について、関係部長ほかの出席を求め、10月18日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

農林水産業費では、

菜園パーク促進事業の事業費が執行されなかった理由は。

新規就農支援事業の現状は。

との質疑に対し、

予算編成時に市民農園開設のための相談があったため予算を計上したが、開設希望者が

断念したためである。

昨年度道央農業振興公社で研修していた研修生の 1 名が北広島市に就農。今回の支援事業で交付になったのはこの 1 名である。また、来年度も 2 名の研修生が就農予定である。

との答弁がありました。

商工労働費では、

緊急雇用対策費について、人材育成にかかわる 3 つの事業の雇用人数は 10 名となっているが、この方たちの就労状況は。

コミュニティビジネス創業支援事業について、予算に対し、決算では創業 1 軒分の補助金の増額がなされているが、予算の段階であらかじめ計上できなかったのか。

との質疑に対し、

雇用された人数は、10 名となっているが、臨時職員の方が更新され、実雇用としては 8 名である。そのうち、実習先や関連会社で正社員として雇用された方が 2 名、その他の正社員が 2 名である。

創業にあたっては、アドバイザー等の指導を受けながらコミュニティビジネスと認定された後に補助決定を行うため、補正予算で対応している。

との答弁がありました。

土木費では、

市道維持管理経費における具体的な増額内容は。

小型除雪機貸出し事業について、金額に見合った稼働率になっているのか。

との質疑に対し、

植樹の剪定及び、道路に穴が開いた等の舗装補修をするためのものである。

小型除雪機貸出し事業について、昨年度は 3 自治会の利用があり、貸し出し回数は、6 回延べ 227 日である。稼働率は、44.5%となっている。市道の除雪で対応しきれっていない、ごみステーションや会館のまわりの除雪、市道の拡幅などに利用されており、今後ともさらに利用増を図っていきたい。

との答弁がありました。

教育費では、

中学校武道・伝統芸能導入事業での、主な内容は。

放課後子ども教室事業の内容と実績は。他の小学校への拡大についてどのように考えているのか。

との質疑に対し、

平成 24 年度から実施となった武道授業で、本市は空手道を行っており、そのための空手用マットを 1060 枚と、生徒への貸出し用の空手着の上着を 1270 着購入した。

放課後子ども教室事業は、3 年間のモデル事業として大曲小学校で平成 24 年度から実施した。国語と算数の学習を主体として延べ 40 回開催し、合計で 7201 名、1 回当たりでは、180 名の児童が参加した。他の小学校への拡大についてはアドバイザーの先生や、開催する

教室の確保という課題があることから事業の検証を行いたい。

との答弁がありました。

水道事業会計では

配水管改良事業は、老朽管更新事業計画に基づき配水管を更新しているとのことであるが、計画の内容と事業の進捗状況は。

との質疑に対し、

計画では平成 14 年度から 33 年度までの 20 年間で、約 100km を更新することとなっている。平成 24 年度末現在の進捗率は 59.3% である。

との答弁がありました。

下水道事業会計では、特に質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会・建設文教分科会の審査の経過を、ご報告申し上げます。

佐藤委員長

総務分科会、民生分科会、建設文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑なしと認めます。

続きまして、総括質疑を行います。

板垣恭彦委員。

板垣委員

それでは通告に基づきまして大きく二つのテーマにつきまして総括質疑をいたします。

まず、第一は清掃、設備管理、警備等の業務委託についてであります。改善を求める立場からの質疑を行います。

一点目、庁舎、芸術文化ホール、エルフィンパーク等の清掃、管理、警備委託はどのように行われているのでしょうか。

二点目、業務委託内容、この仕様は十数年間どのように変化しているのでしょうか。

三点目、これら委託業務の入札等における予定価格はどのようにして算出されているのでしょうか。そして、最低制限価格や低価格調査制度は導入されているのか。以上についてお伺いいたします。

佐藤委員長

上野市長。

上野市長

板垣委員のご質問に、お答え申し上げます。

公共施設等の業務委託についてであります。市庁舎及びエルフィンパークの清掃業務、

警備業務、芸術文化ホールの清掃業務と設備管理業務につきましては、3ヵ年、芸術文化ホールの機械警備業務につきましては、5ヵ年の長期継続契約により行っております。

次に、委託内容についてであります。市庁舎につきましては、清掃業務では、この10年間に、ワックスがけ、草刈り及び窓ガラス清掃の回数を減らすなどした時期もありましたが、平成25年度からは、草刈りを清掃業務から分離して充実させるとともに、年一回の窓ガラス清掃を復活させるなどの見直しを行ったところであります。

エルフィンパークの清掃業務につきましては、日常清掃業務の範囲や、手すりの清掃の回数を毎日から2日に1回とするなどの見直しを行ってきたところであります。

芸術文化ホールにつきましては、平成10年の開設時に比べ、利用や保全に支障のない範囲で、清掃や設備点検の回数を減らし、平成22年度からは開館時間を30分早めるための見直しを行ってきたところであります。

なお、警備業務につきましては、いずれの施設も内容の変更は行っていないところであります。

次に、予定価格についてであります。市庁舎、エルフィンパーク、芸術文化ホールとも、国土交通省の建築保全業務積算基準や業者からの参考見積により、予定価格を設定しているところであります。

次に、最低制限価格等についてであります。業務委託につきましては、最低制限価格、低入札価格調査制度を導入していないところであります。

業務委託には、清掃、警備、設備やシステムの保守・点検など、様々な種類の業務があり、所管する部署も多岐にわたり、全庁的な調整も必要であることから、業務委託の最低制限価格等の導入につきましては、引き続き、調査、研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは再質問をいたしますが、まず、いままでの推移について振り返ってみたいと思います。平成10年台前半までは各事業とも一者との随意契約で、後半から競争入札で行われ、平成19年からは、答弁にありましたように契約期間3年になって推移していると思います。この辺につきましては資料1にまとめましたけれども、この資料で空欄になっているところは、私の手元に資料が無かったために空欄になっているということでありまして、業務は適正に遂行されてきたところでありますけれども。

市庁舎清掃は、平成10年、1998年度およそ2100万円でありました。契約ごとに金額が低下して、2010年度以降の3ヵ年は996万6600円、1998年時の47.5%となり、2013年度

以降はさらに低下して 891 万 4500 円となってきたわけであります。

芸術文化ホールにつきましては、2000 年度は約 980 万円だったと思いますが、2001 年度には倍の約 1800 万円となり、2002 年度以降は下がり続けて、2010 年度以降の 3 ヶ年は 932 万 4000 円、最高時の半額ですね。2013 年度は 826 万 6600 円とさらに低下しているわけであります。答弁にありましたように、委託の内容、仕様につきましては若干の変更があったと承知しておりますけれども大きくは変わっていないのであります。

まず、このような経過に間違いはありませんか。

佐藤委員長

小島総務課長。

小島総務課長

板垣委員のご質問にお答え申し上げます。市庁舎清掃等の推移についてはこのとおりでございます。

以上です。

佐藤委員長

新谷課長。

新谷文化課長

続きまして、芸術文化ホールの清掃、設備管理委託につきましてお答えいたしますけれども、こちらの資料のとおりでございます。

佐藤委員長

諏訪土木事務所長。

諏訪土木事務所長

エルフィンパークについても違いはありません。以上であります。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

これらの契約を結ぶ場合、設定が義務付けられている予定価格は、契約規則第 9 条に規定されておりますように、当該事項に関する設計書、仕様書によって定められ、かつ取引の実例価格、需給状況、履行難易度、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定

めるものとするとしてされております。これらのことからすれば、芸術文化ホールの清掃委託費が、976 万 5000 円から 2001 年度 1775 万 7600 円と倍増したり、以後、契約ごとに低下して、2013 年度契約で 826 万 5600 円まで低下するということは常識的に考えられないわけです。正しい予定価格設定がなされてきたのでしょうか。この予定価格について公表せずにきておりますけれども、どうしてその正しさが証明できるのでしょうか。お伺いします。

佐藤委員長

新谷課長。

新谷文化課長

芸術文化ホールの清掃委託の応札価格の変動についてでありますけれども、施設が建ちあがった平成 12 年の段階から応札価格が変動しておりますけれども、あくまでも予定価格等に関しましては国の労務管理の基準に基づいて作っております。そして入札が適正に行われた結果このような状況になっているものと考えております。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

私、そういう答弁何回聞いても分からないですけれども。今、市長答弁にありましたように当初から大きな仕様の変更は無いわけです。仕様変更が無いにもかかわらず、どうして契約金額が倍になるのか。予定価格がちゃんと設定されていて入札も適正に行われているというように答弁できるのか分からないです。

今、質問しましたように、契約のための予定価格設定が非常に不自然だから、解明するために予定価格を公表してもらいたいと何度要求しても予定価格の公表はできないと。その理由は、文化施設設備管理業務や清掃委託業務がその目的から毎年度継続して実施しているものであって、予定価格を公表することは、将来の競争入札を執行する上で予定価格が類推されて事務事業を実施する意味を失うと。そういうように答えていますけれども、これらについては契約課のほうでこの考え方に変わりはありませんか。

佐藤委員長

内山契約課長。

内山契約課長

今、板垣委員がおっしゃられたとおりでございます、北広島市におきましては、情報

公開条例の基準に基づき、予定価格等の公開等の判断基準及び取扱いを定めており、この中で予定価格の公表についての判断基準を定めております。ただいま板垣委員からもお話がありましたように、建設工事にかかる委託契約以外の契約につきましては、将来的に反復継続している事務事業である場合には予定価格が類推されるおそれがあることから公表、公開をしないものとしております。これにより、毎年反復継続して行う清掃等の業務委託につきましては公開、公表しないということで取り扱っているということでございます。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

先ほども申し上げましたように、市長答弁にもありましたように、これらの入札は 2007 年度から、平成 19 年度からですか 3 年ごとの入札になっています。この 3 年間に全国や北海道の最低賃金、大きく変わります。資材価格等も変わるわけです。清掃用具だとかそういうものの値段も 3 年間に全く変わらないということは無いと思います。したがって予定積算価格も大きく変動して、容易に類推できるような状態ではなくなるわけです。したがって予定価格非公開の根拠はなくなるのではないですか。

佐藤委員長

内山課長。

内山契約課長

予定価格ということであれば、3 年前と今年行う積算の額は、単価等が変わっていれば変わってくると思いますが、単価かける何人工といったような積算の内容で考えますと簡単に類推ができるものでありますので、公開、公表とはならないのではないかと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

それは、いわば北広島市の勝手な考え方ですね。世間ではそういうようなことが通用しないと思うんです。事実、ほかの市ではどうかというと、札幌市では予定価格を公表しているんです。問合せに対しても明解にお答えいただいておりますが、私がつい先日も札幌市に問い合わせたところ、同一の予定価格となるような業務が予定されていない限り、落札決定後、情報提供していると。つまり予定価格を事後公表しているということです。こ

のように公表が当たり前です。札幌市を見習うべきではないですか。

佐藤委員長

佐藤会計室長。

佐藤会計室長

予定価格の公表の関係でございますけれども、先ほど契約課長も答弁いたしました、判断基準としては、情報公開条例の非公開情報を基準として取扱いを定めておりますので、いまのところ変更するという考え方は持っておりません。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

大変おかしいですね。おかしですが、次に、入札の実態はどうかということについての質問に移りたいと思います。

委託事業において、落札価格、契約価格がいくら低価格でもよいという考え方は私は間違っていると思います。2010 年第 2 回定例会で、市は、低価格での落札だとかダンピングまがいの応札ということがなく適正な価格で入札が執行されていますと答えていますけれども、この資料にあります実態をみていかがでしょうか。市庁舎清掃の場合、2007 年度を、平成 19 年度を基準にすると 2010 年度落札価格は 2007 年度の 85.7%、2013 年度になると、これが 76.7%に下落しています。芸術文化ホールの場合も同様で、2010 年度は 90.8%、2013 年度は 80.4%にまで下落しているわけです。しかも 2013 年 3 月の入札状況、資料 2 に添付しておりますけれども、市庁舎清掃委託の場合、入札に 12 社が参加していますが、最低価格が 849 万円、2 番目以降が 1100 万円以上と大きく異なっているんですね。芸術文化ホールの場合は、最低価格が 787 万 2000 円、2 番目も 821 万 7000 円でしたけれども、3 番目以降が 1100 万円以上と大きな溝があります。ダンピング入札としか思えませんけれども見解をお伺いします。

佐藤委員長

小島課長。

小島総務課長

ただいまのご指摘の件につきましては、入札状況調書でございますとおり適正に執行された入札の結果であると理解しているところであります。

以上です。

佐藤委員長

新谷課長。

新谷文化課長

芸術文化ホールの清掃、設備管理業務につきましても、適正に執行された入札の結果であると理解しております。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

予定価格も何も公表されないで適正にといっても、どう判断すればいいのか、われわれは判断のしようが無いです。非常におかしいと思います。異常な低価格入札などを防止するために最低制限価格制度や低入札価格調査制度がありますけれども、この最低制限価格制度や低入札価格調査制度について、2010 年第 2 回定例会では、市は、現時点では最低制限価格等は導入していないが、ほかの市でも導入しているところがあるので調査研究したいという答弁でありました。今回も同じ答弁をいただきましたけれども、この答弁と予定価格非公開との整合性が図られるのか。予定価格が非公開であっても、この入札は最低制限価格以下だから失格するという措置がとれるのか。失格とされたところが、なぜうちの場合失格になったのか、予定価格がどうだったのか聞かれても答えられないということではどうにもならないのではないですか。

佐藤委員長

内山課長。

内山契約課長

現在、建設業務、工事にかかる委託につきましては最低制限価格等を導入しているところであります。その話をさせていただきますと、最低制限価格以下の入札があった場合でも、最低制限価格の公表はすることにはなっておりませんので、単に失格ということになります。予定価格につきましては、事前公表以外は後日公表することになっております。例えば清掃等の業務委託につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、ほとんど人件費であるような委託、人件費の占める割合の低い委託、1 年を通じて業務を行うものとか、年に一、二回の点検のような委託など、いろいろな種類、態様の委託がござ

います。これにつきましては、原課、担当のほうで予算積算、予定価格を作成するけれども、現状といたしまして、その単価設定を含め、積算の仕方、方法などが全庁的に統一されていないという実状がございます。最低制限、低入札調査の基準価格を設定するためには全庁的な調整や業務に対する共通認識を持つということが必要であると考えております。したがって、これらの導入につきましてはなお一層の調査、研究を重ねていく必要があると考えております。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

多岐にわたる状態であればこそ統一した基準というものがが必要です。札幌市などと比べてみてください。札幌市の業務委託はうちと比べ物にならないほど多いわけです。そういう中で統一した制度でやっているわけです。資料 3 に添付しておりますけれども、札幌市あるいは北海道は清掃委託業務などにおいても最低制限価格を導入しているんです。札幌市の場合、直接人件費の 90%以上が最低賃金以上になるように算定されているんです。清掃作業員の場合、例えば 6 年以上の経験者では時間給で 1035 円以上、3 年未満の人でも 750 円以上の単価にしないとだめですよということで最低制限を設けています。そのほかに札幌市では事後審査型一般競争入札あるいは低入札価格調査制度も導入しています。当市においても早期に、早急にこれらの先進事例を見習って、異常な低価格競争を規制するべきではないかと思っておりますがどうですか。

佐藤委員長

佐藤室長。

佐藤会計室長

最低制限価格や低入札価格調査制度の導入につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、積算のルールづくり、例えば建設事業でいいますと歩掛かりですとか単価表、このようなルールづくりがまず必要になってきますので、札幌市の例も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

このことは、今も申し上げましたように 2010 年の第 2 回定例会ですでに言っています。今年は何年ですか、2013 年。3 年間何をやってきたのかということを知りたい。まじめに取り組んでください。また、契約した場合、関係法令遵守確認あるいは仕様書と実態の整合性の確認のために、契約の相手方に、業務従事者賃金支給計算計画書とか社会保険の事業主負担分調書とかいろいろな調書の提出を義務付けているんです。例えば社会保険料事業主負担分調書では、健康保険、介護保険、厚生年金、児童手当の事業主負担がちゃんと行われているか確認したうえで契約するようにしています。このようなことを北広島市でもきちんとしているのかお伺いします。

佐藤委員長

小島課長。

小島総務課長

市庁舎の清掃委託業務におきましては、従事者の処遇等について特に把握していないところがあります。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

処遇の問題についてですけれども、最低制限価格制度の目的は、業務従事者が劣悪な労働をさせられないこと、手抜きを防止し契約どおりの業務を遂行してもらうことにあると私は考えております。とりわけ低い価格での契約となった場合、業務従事者が劣悪な条件で労働させられていないか、発注者として監視する必要があるのではないかと思います。2010 年第 2 回定例会の答弁では、業務従事者の時間給は承知できない、しかし、業務実態を把握することも必要なので再検討したいという答弁でありましたけれども、今の答弁では残念ながら従事者の実態もよく調べられていない。大変残念なことであります。今申し上げましたように、例えば、過重な、一定の時間内にあれもやれこれもやれというように押し付けられるような、労働密度等について事業者まかせで市は関与しないということでしょうか。これでは違法なことを黙認、放置することになるのではないかと思いますけれども、見解があればお伺いします。

佐藤委員長

内山課長。

内山契約課長

業務委託の関係では、以前からご答弁申し上げておりますように、法的な部分での対応はなされているという認識の下で契約をしているということがございます。それをどういうふうに確認をしているのかという部分で、十分な確認ができていない可能性がありますことから、今後、業務委託等につきましても、例えば社会保険等の加入状況ですとかそういった部分の確認を契約時にとれるような方法を検討していかなければならないのかなというふうに思います。それから処遇実態の関係でございますけれども、実態調査につきましては、こういった業種、どこを抽出して行うかということも含めまして、今年度中に一度実施する方向で検討して参りたいと考えております。

以上です。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

清掃作業などにあたられる方が最低賃金さえ守られればいいということではないと思います。処遇改善に努めなければいけないと思いますけれども、その点で再度お伺いしますが、例えば、市庁舎清掃作業員は、職員の皆さんが、朝、気持ちよく来て仕事ができるように早朝からたいへんテキパキと仕事をされているわけでありまして。その姿は、出勤が早い児童家庭課長もよく見られていると思いますけれども、その人たちの時間単価はどうかといいますと、最低賃金改定に先立つ 9 月支給の賃金から改定されたようでありましてけれども、今回改定された最低賃金の 734 円かあるいはそれを若干上回る程度しか支給されていないという状態ではないですか。以前ついていた主任手当のようなものはもう無くなって、人員補充も不十分なまま低賃金で仕事に追われているという実態だと思います。

同じような実態は全国的にも言えるわけです。国土交通省は、平成 25 年度、公共工事設計労務単価を 15 から 16%引き上げました。その理由として、労働者の賃金低下や社会保険料が適正に払われていない、そして最低限の福利厚生が確保されていないという状況を改善するためだとしていると思います。また、北海道においてはどうか、北海道が委託する清掃業務従事者の賃金体系については、先の第 3 回定例道議会でも日本共産党の真下道議が取り上げまして北海道の姿勢を質しました。答弁の中で、道は、これまでは最低賃金以上の支払いの要請だったけれども、今後はそれを上回る能力、経験を勘案した、国土交通省の建築保全業務単価を参考に、適正な賃金を支払うよう全ての受託事業者に要請すると答えているんです。例えば、先ほども申し上げましたが、6 年以上の清掃業務経験者では時間給 1150 円、3 年から 6 年の人では 950 円、3 年未満の経験の人でも 838 円の時間給が支払われるようにするというのが道の対応であります。本市としてもこのような対応をとるべ

きではないでしょうか。これが清掃業務委託だけでなく全ての委託業務あるいは指定管理者にこのような要請を行って、なおかつ社会保険加入を契約の条件とするべきではないかと思えますけれども、見解をお伺いします。

佐藤委員長

佐藤室長。

佐藤会計室長

実態を把握していないということもありますので、まずは実態を把握した上でどのような対策が必要なのかを検討して参りたいと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

これらの状況を改善するためには、私は公契約条例の制定がどうしても必要だと思います。市が発注する公共事業従事者の処遇改善のためには公契約条例の制定が必要で、これにつきましては、2010 年第 2 回定例会の答弁では、公契約についてはその違法性が指摘されている、法定の最低賃金を上回る義務規定を条例規定できるか否か議論の焦点になってくる云々の答弁でありましたけれども、違法性が無いことは国会答弁でも明らかになっています。最低賃金というのは、私の理解するところでは、パン屋さんの店員も市役所の清掃作業員もホームヘルパーさんも時間給の最低賃金以下で働かせてはだめですよという制度です。公契約条例は、市との契約で市役所清掃業務などを行う人は賃金を最低でも 830 円以上で働かせてくださいといった個別業務の労働条件を規定するものでありますから、何ら矛盾するものではないわけです。違法性のあるものではないわけです。市の委託事業従事者の労働条件や処遇を改善するために、当市も早急に公契約条例を制定するべきではないかと思えますが、見解をお伺いします。

佐藤委員長

内山課長。

内山契約課長

板垣委員のご指摘にありますように、公契約条例につきましては、国の見解におきましても労働関係法との関係では問題ないものということで認識はしているところであります。ただ、この条例につきましてはまだ全国的な広がりを見せておりません。また、特に札幌市では、市議会におきまして継続審議、取り下げ、再提案といったような状況で、まだま

だ業界等の反発が依然根強いと感じているところがございます。こういったことも踏まえ、札幌市の推移を注視していきたいと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

清掃作業などにあたる人の処遇が一日も早く改善されるように真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それでは 2 番目の質問に移ります。

職員の時間外勤務について、これも改善を求める立場から質問をいたしますが、昨年度決算特別委員会総括質疑でもこの問題を取り上げましたが、時間外勤務の縮減について、2002 年から取り組んでいると、サービス残業については無いものと考えている、計画的な時間外勤務縮減に取り組んでいきたいという答弁でありました。

そこで改めて伺いたしますが、計画的な時間外勤務の縮減にどのように取り組み、度のような結果が得られたのでしょうか。

2 番目、労働基準法第 36 条に基づく協定、いわゆる三六協定で時間外、休日労働についてはどのようになっているのでしょうか。

3 番目、時間外勤務はどのような形で管理されているのでしょうか。

4 番目、各部門別及び全体の時間外勤務時間はどのように推移してきたのでしょうか。

5 番目、個人別の時間外勤務実態はどのようでありますか。最高では何時間だったのでしょうか。

6 番目、職員の健康管理に問題は無いのか。伺いをいたします。

佐藤委員長

上野市長。

上野市長

職員の時間外勤務についてであります。縮減の取組につきましては、「時間外勤務の縮減及び適正管理方針」を定め、時間外勤務時間の上限基準の遵守や勤務時間管理の徹底、職員の健康への配慮など、具体的な取組を指示しているところであります。

一部の部署では、勤務時間の平準化が図られましたが、全体では、制度改正や新たな計画の策定、経験ある職員の退職などにより、時間外勤務総時間数の増加傾向が見受けられます。

次に、労働基準法第36条に基づく協定についてであります。労働基準法では、使用者が時間外労働又は休日労働をさせようとする場合には、協定を締結し、労働基準監督署に

届出ることとされております。ただし、官公署の事業に従事する地方公務員につきましては、同法第33条第3項におきまして、特例が設けられているところであります。

次に、時間外勤務時間の管理についてであります。管理職が緊急性の度合いや必要性を考慮した上で、時間外勤務を命じ、休憩時間の確保や終了時間などを確認し、職員の執務状況の把握に努めているところであります。

次に、市全体の時間外勤務の推移についてであります。平成22年度から、総時間数が微増の状況にあり、また、職員課ほか5課に、時間外勤務が顕著に見られるところであります。

次に、個人の時間外勤務状況についてであります。平成24年度は、職員全体の月一人当たり平均が約17時間であり、年間総時間数の最高が1105時間となっているところであります。

次に、職員の健康管理についてであります。恒常的な時間外勤務がある職場に対しましては、管理職への職場状況の確認などを継続的に行いながら、時間外勤務の多い職員には、産業医による健康相談を実施しております。また、定期健康診断の検査項目の追加や平成23年度からはストレスチェック、カウンセリングの外部委託を開始するなど、労働安全衛生体制の充実に努めているところであります。

以上であります。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは、まず労働基準法との関係についてお伺いいたします。答弁では、労働基準法第33条第3項の特例で地方公務員の時間外勤務が認められているから問題ないといった答弁でありますけれども、この労働基準法第33条第3項は、公務のために臨時の必要がある場合には時間外や休日労働ができるとの規定で、あくまでも臨時の場合に限った規定であります。この臨時の解釈については、逐条地方公務員法という専門書の中でも、例えば災害の発生の場合など一時的な事務の繁忙に対処すべき必然性がある場合であり、漫然と時間外勤務を命ずべきでないことは言うまでも無いと解説されております。このように臨時はあくまでも臨時であります。では臨時以外のことは時間外勤務ができないものかといえれば私はそうではないと思います。労働基準法第36条に基づいた、いわゆる三六協定を結んでいれば公務員もその協定の範囲内で時間外勤務ができるということになっていると思っておりますけれども、以上について、見解の相違があるかないかを含めてお伺いします。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

板垣委員のご質問にお答えさせていただきます。労働基準法第 36 条に基づく協定についてでございます。労働基準法第 33 条では、時間外勤務が認められる例外的な規定を設けております。それは、おっしゃられたとおり災害等の緊急時、そのほかには、官公署においては国家公務員、地方公務員が公務のために臨時に必要な場合については認めるとなっております。北広島市におきましても、時間外勤務の根拠としまして、「北広島市職員の勤務時間、休憩等に関する条例」第 8 条におきまして、任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命じることができるとしてしております。ですから、公務のため臨時または緊急の必要がないような時間外勤務につきましては、協定の必要性を考慮しなければならないと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

臨時以外のものについては協定の必要性を考慮しなければいけないという答弁でしたが、本当に協定を結ばないといけないと思います。事実その三六協定を結んでいる自治体があるということについてはどのような見解をお持ちですか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

三六協定を結んでいる自治体につきましては、北海道においては私どもが存じている部分はありません。現在の本市の時間外勤務の状況につきましては、市役所全体で見ますと 4 月、5 月の年度当初、年度末の 3 月に時間外勤務が増えており、年間一人当たりの平均時間外勤務が 204 時間という状況です。労働基準法でいう限度時間、年間 360 時間を超える時間外を行ったものが全体の 13%、課全体で 360 時間を超えているところが 12%という状況でございますので、これらのことからいいますと平成 24 年度につきましては緊急の必要性、臨時の必要性で時間外勤務命令がされ、命令に基づいて時間外勤務をしたものと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

その辺は大きく見解が異なる場所ですけれども、まず三六協定についても実際として結んでいます。東京都、それからネットで調べた限りですけれども群馬県なども三六協定を結んでいます。この協定は事業所ごとに結ぶ必要があるわけです。ですから、例えば群馬県の何とか部という、そういう部署ごとに協定を結ぶということになっているかと思えます。少ないのは実態かも知れませんが自治体でもそういう協定を結んでやっています。そうでなければ今答弁されたような 360 時間どころか、臨時的でないものはできなくなるわけです。一日 8 時間、週 40 時間を超える労働はしてはならないということですから、協定があれば協定に従ってできますというのが労働基準法ですから、労働基準法に従ったやり方をとっていかなければならないと思います。

もう一つ大事な視点は、労働基準法などの法定どおり、あるいは三六協定などの協定どおり時間外勤務が行われているかどうかをチェックする機関、いわゆる労働基準監督機関というようなものも必要で定められているわけです。この労働基準監督機関については役割分担がありまして、地方自治体においても、いわゆる現業職といわれる方々、あるいは水道企業に従事される方、あるいは保育所などの技能労働者の方などについては協定を結びなさいと、その監督は労働基準監督署が行いますとなっています。そのほかの部署については、労働基準監督署に変わるものとして人事委員会、人事委員会が無い場合には首長がその監督に当たるということになっているわけですから、この区分けについても間違いありませんか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

労働基準監督機関としての役割についてでございます。人事委員会を設置している地方公共団体以外の地方公共団体、本市におきましては労働基準監督機関は地方公共団体の長ですので市長ということでありまして、それを所管する部門としては職員課であると考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

ですから市長あるいは職員課が時間外勤務についてしっかり把握してコントロールしていかねばいけないということだと思います。そのことをしっかり考えていただきたいと思えます。

このように労働基準法に沿った勤務でなければならないわけですが、厚生労働省労働基準局長の 2006 年、2011 年の通達では、月 40 時間を超えて時間外労働が長くなるほど業務とのあるいは心疾患の発症との関連性が強まると警告して、36 条協定が年間の時間外勤務労働時間 360 時間以内の限度基準に適合したものであること。特別の事情を定めた協定であってもその特別な事情が臨時的なものに限定され常態化してはならない。特別な事情が定められていたとしても月 45 時間以下となるようにすることなどを通知しています。本市職員の労働実態はこれら通知を完全に守ったものになっていますか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

私どもも健康管理の面から、時間外の縮減につきましては毎年 4 月に適正管理ということで管理職に対しまして指示をしておりますし、職員に対しましても指示をしている状況でございます。ただ残念ながら月 45 時間、年間 360 時間を超えて職務に当たっている職員は生じている状況でございます。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

通知に従ったことが行われていないということですよ。さらに実態について詳しく伺いますけれども、先ほどの答弁大変驚きました。時間外勤務の個人別状況については、年間の時間外勤務時間が最高 1105 時間になるということですよ。この職員のこの数年間の勤務実態はどうだったのですか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

前の年につきましては違う部署にいたということ、その年につきましては諸事情がありまして時間外勤務が増えたということ、今年度に入りましてからは少しずつ時間外勤務の状況は緩和されてきているという状況でございます。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

1000 時間以上の方々、あるいは 900 時間から 1000 時間、800 時間から 900 時間、そして月平均 45 時間以上、年間で言えば 540 時間以上の職員はおのどのどれくらいおりますか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

1000 時間以上の職員につきましては 1 名でございます。540 時間以上の職員につきましては 22 名であります。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

これらの職員の方々、月 45 時間を超えるということになりますね。これらの職員の方々については健康への悪影響が懸念されるのではないのでしょうか。答弁にありましたけれども、産業医による健康相談をしているからそれでいいということではないと思います。1000 時間を超えるような残業を命令している部門の部長はどのように考えているんですか。もし心身に異常をきたしたり、あるいは過労死に至ったような場合責任の取りようがないと思いますけれども、部門長どう考えているんですか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

時間外勤務の多い職場に対しましては、職員課が管理職への職場状況の確認などを継続的に行っておりますので私のほうからお答えさせていただきます。対象となりました職員の所属におきましては、平成 25 年度からの事業計画の策定期間に当たったほか、人事異動による課長職、2 名の主任職が昇任し、それに伴い異動したということ、更には経験のある事務に精通する職員等が病気休暇等を取得し、その時期が重なったなどの特殊な事情によって、こうした状況が生じた部分もございます。現状は職員配置等により緩和しておりますが、今後とも一部の職員に負担のかからないよう命令にも十分注意して参りますし、代替職員の配置等を検討して参りたいと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

部門長に責任があるんですよ。それを統括する副市長なり市長にも責任があるんです。そのところをよく自覚していただきたいと思います。

部門別で見ますと、保健福祉部、総務部は大幅に増えているわけです。市民環境部は平成 24 年度は前年度と比べて減少しているということですが、課別の一人当たりの平均時間、先日の分科会の中でもありましたけれども、一位が職員課で 538.7 時間だと。400 時間を超えるというところも数多くあるわけです。微増だとかというようなことで済まされないんです。一般会計全体では平均で 204.3 時間でしたけれども、2003 年度は 140.7 時間だったんです。この 10 年間ずっと増え続けているわけです。何ら縮減されていないわけです。これが放置されていると言わざるを得ないわけですが、時間外を減らすためにどうすればよいのかという議論が部門ごとに行われているんですか。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

時間外勤務の総時間数につきましては、平成 21 年度に向っては若干緩和されましたけれども、22 年度からまた増えてきているという状況でございます。職員配置等につきましては、毎年ヒアリング等を通して適正な職員配置に努めているところでございます。以上でございます。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

繰り返しになりますけれども、時間外勤務が認められるのはあくまでも臨時に業務をこなす必要が生じた場合です。実態を見ると、時間外勤務が臨時ではないと。全体で見ると一般会計だけで 7 万 2000 時間です。これがすべて臨時などととても言える状態ではないです。慢性的な職員不足によって常態化しているというのが実態ではないですか。これは労働基準法違反の状態です。市長あるいは副市長としてどうお考えなのかお伺いします。

佐藤委員長

道塚副市長。

道塚副市長

職員の増員についてのお話も出てきましたけれども、職員の増員につきましては将来的な財政面など長期的な視点に立って考えていかなければならない問題と思っております。確かに長時間の時間外勤務が続くということは好ましい職場環境ではありませんので、今後とも業務の平準化、再任用職員の活用あるいは任期付職員の検討などをしながら適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

毎回変わらないような答弁ですけれども、2011 年から 2012 年にかけて職員は 474 名から 469 名、5 人減ったという形になっています。一方で残業が一般会計及び上下水道特別会計含めると 7 万 4058 時間から 7 万 9289 時間、およそ 5200 時間増えているんです。5 名の人員削減が残業増大をもたらしているということは明らかではないですか。実態を踏まえた職員増が必要であるということを重ねて申し上げたいと思います。

それから、職員給与がカットされているため、生活給の補填のためにある程度の残業をしなければならないというような実態もあるのではないかと思います。その点でも給与等の職員の処遇改善に努めるべきだということも申し上げておきたいと思います。

それから、隠れた残業の問題もあると思います。管理職には残業がつかないわけですが。いわば管理職のサービス残業の実態はどうなんでしょうか。どのようにして管理職の時間外勤務を減らしていくつもりなのかお聞かせください。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

管理職の時間外勤務の実態ということでございます。管理職の勤務時間につきましては、タイムレコーダー等で管理しております。管理職につきましては、労働基準法上、勤務時間に対する規定が適用除外とされていることもあり、また本市の給与に関する条例第 15 条の 3 に特定の職員についての適用除外ということで、管理職につきましては時間外勤務は支給しないとなっております。管理職につきましては、市長と一体となって重要な責務あるいは責任を持って施策にあたることから、勤務時間外も常時勤務の拘束から離れられない職責にあるものであり、時間外の命令は必要が無いということでございます。また、日常の業務の延長等に対しましては管理職手当が措置されております。

ただし、労働安全衛生面からいいますと管理職も一般職と同様でございますので、勤務時間の管理、健康面の管理につきましては職員課としては十分注意を払っていきたいと考えております。

佐藤委員長

板垣委員。

板垣委員

地方分権あるいは地域主権改革による業務の増大の一方で、ベテラン職員の大量の定年退職といった形で、人員削減による慢性的な人員不足などによって時間外勤務が常態化してしまっているということは事実だと思います。抜本的な解決を図るためにはどうしても職員を増やしていかなければならない、こういった取り組みをぜひ積極的、早期に進めるように申し上げまして私の質問を終わります。

佐藤委員長

以上で、板垣委員の質疑を終了いたします。

藤田豊委員。

藤田委員

公明党の藤田でございます。

それでは通告に基づきまして質問いたします。簡潔に質問しますので簡潔にお答えいただきたいと思っております。

まず一つ目のテーマは、財政問題と市役所改革について。

平成24年度の決算を見ますと、本市は、財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率ともに心配のない結果が出ております。その反面、市の財政の硬直化を示す経常収支比率は91.3%と高い比率となっております。これを改善するには、税収をいかに計画的に上げていくかとともに、公債比率を抑えていくことが大事になります。市政3期目をスタートした市長は、今後の財政硬直化の解消の問題にどのように取り組み、経常収支比率を下げているのか、見解をお伺いいたします。

国は、平成17年度からの5年間を全国の各自治体に「集中改革プラン」として職員の削減数を公表するように求めました。本市も、国の方向にあわせ平成8年度に最大540人いた職員を計画的に削減してまいりました。市独自の第3次定員適正化計画期間の、平成20年度から24年度までに職員数は469人となり、平成8年度のピーク時の職員数540人から71人減となりました。また、業務面において今までの「課・係」体制から、平成14年度からスタッフ制に移行し、効率的な業務と職員の健康管理にも取り組んできたところです。しかし、24年度の決算から、いくつかの改善点があると感じましたので以下3点質問いたします。

平成14年度から完全移行したスタッフ制は、現在の職員数でも十分機能しているといえるのか市長の見解をお聞きします。

次に、職員費において、平成24年度の時間外勤務手当の実績を見ますと、一般会計職員の時間外勤務の実績一人平均年間204時間（月約17時間）となっています。その中で、一人平均年間204時間に対して、2倍以上の時間外勤務をしている課があります。

先ほど板垣委員の質問にもありましたけれども、職員課が年間538時間、情報推進課が533時間、国保医療課が421時間、児童家庭課414時間となっています。この4つの課に関しては、来年度に何らかの是正が必要ではないかと思いましたがいかがでしょうか。

平成8年度に最大540人いた職員は、市独自の第3次定員適正化計画と合わせて、平成20年度から24年度までの削減により職員数は469人となりました。近年において、職員数の削減によるものか、また先輩から後輩への仕事や技術の引継ぎによるものなのかは分かりませんが、同僚の議員各位からも現在の職員数で大丈夫なのかという、心配の声が少なくありません。市長は、現在の469人の職員数は、もう減らすべきでないと考えているのかお聞きしたいと思います。

佐藤委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問に、お答え申し上げます。

財政問題と市役所改革についてであります。経常収支比率につきましては、近年の傾向といたしまして、国の三位一体改革により地方交付税が大幅に削減された影響などにより、平成16年度の比率が85.5%から90.4%に4.9ポイント上昇したところであります。

その後におきましても、歳出において人件費や公債費が減少しておりますが、社会保障制度に係る扶助費等が増加していることから90%台で推移しているところであります。

今後につきましては、公債費の平準化を図るため計画的な公共施設の整備を進めるとともに、経常的な支出につきましても、これまでどおり経費節減に努めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致や人口増加に向けた取組を進め、市税などの財源確保に取り組み、安定的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、市役所改革についてであります。スタッフ制につきましては、最小の職員数で最大の効果を上げる組織の実現を目指し、実施したものであります。定員の適正化を計画的に進める中で、係制の縦割りの問題をなくし、効率的に、限られた職員数での業務を可能とするなど、一定の効果が上がっているものと考えております。制度を本格実施してから10年以上が経過し、スタッフ制における個々の役割や責任の所在が不明確になったり、スタッフ間の業務量に差が生じるなど、制度の不具合も一部見受けられますことから、中

堅職員、特に主査職の人材育成の推進や職場内研修の実施などにより、組織の強化を進めながら、将来の体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務の改善についてであります。職員の配置につきましては、市民サービスの低下を招くことがないよう、適正化を図ってきたところであります。しかしながら、事務の権限移譲が進み、市民サービスが、より複雑・多様化し、職員にはより専門性が求められるなか、経験ある職員の退職なども重なり、部署によっては、恒常的な時間外勤務となっているところであります。平成26年度におきましては、担当部署へのヒアリングに基づき、新規事業への対応や業務の平準化に十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、職員数につきましては、国の集中改革プランが終了し、各自治体が主体的に考える時代に入ったところであります。本市におきましても、行政需要や市民サービスに考慮するとともに、若手職員の育成や再任用職員の知識、経験、技能等を活かすことができる職場づくりを進めながら、適正な職員配置に努めてまいります。

以上であります。

藤田委員

では、再質問を進めてまいります。

まず、財政問題で、一つは財源確保の観点からいくと人口増加、それから企業誘致が今後大きな施策の柱になると思います。それでは、人口増加のための施策ですが、平成 24 年度の重要施策においては、どこまで効果が上がったと分析をしているのか、総括的にお答えください。

佐藤委員長

川村課長。

川村政策調整課長

ご質問にございました、昨年度におきます人口増加対策の取り組みでございますけれども、第 5 次総合計画に掲げております重点プロジェクトを推進すべく、子育て支援におきましては、子ども医療費助成の入院時における対象年齢を小学生から中学生までに拡大したこと。

また、教育関係の充実では学校の耐震化、放課後子ども教室の実施、また、まちの魅力の情報発信といたしまして、シティセールス事業などに取り組んできたところでございます。

しかしながら、人口減少が進んでいることは事実でございます。今後につきましては、市長の所信表明にもありましたように、定住人口増加に向けた施策につきまして、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

これに関しては、一つの手だけで効果が上がるということではないと思いますので、とにかく、スピードアップで、ぜひとも人口増加対策が目に見える形の結果が出るように取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つは企業誘致、これが市税を増やすための 1 つのポイントとなると思います。輪厚工業団地も造成が終わり、本格的な売り出しに入っておりますが、来年度、担当課である工業振興課の職員においては、職員数の増加だとか企業誘致のための予算アップというものは考えられているのかどうか、答えられる範囲でお答えください。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

職員増員について、職員課からお答えさせていただきます。

工業振興課職員の増員につきましては、平成 23 年度に企業立地推進室を設け、次長職を配置した状況でございます。また、平成 25 年度からは、経験ある再任用職員を現地事務所に配置しているところでございます。企業誘致に当たりましては、商業労働課とも連携し、推進していくものと考えております。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

人口増加と企業誘致は市税増収の両輪ですので、ぜひともスピードアップを念頭に、ありとあらゆる手を打っていただきたいと思います。

次、スタッフ制の質問に移ります。答弁では、個々の役割や責任の所在が不明確になったりとありました。具体的には、どのようなものがあつたのか、お答えください。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

スタッフ制についてでございます。

本格実施したのが平成 14 年度からで、制度の不具合も一部見受けられている状況でございます。不具合の一部見受けられる部分といたしますが、職員個人の担当事務の領域・分野が広がることによって、個人の適性に応じて仕事が割り振られる結果、人によって負担が増えているという部分であります。また、スタッフ制を実施しながら定員の適正化を進めたことにより、年齢構成や経験年数、市民ニーズへの対応から主査職の配置が増え、一人の主査に少数の部下しか配属されない状況も生まれてきておりますことから、将来の監督能力あるいは育成能力に影響が生じ、将来の組織力の低下につながるのではないかということを懸念しているところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

今後の対策として、特に主査職の人材育成の推進と答弁にありました。具体的には、市としてどのような対策を考えているのか、お答えください。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

主査職の人材育成についてでございます。

主査職の人材育成につきましては平成 23 年度から、それまで外部の研修等に参加させていましたが、市独自研修としまして、主査職研修を実施しております。

また、平成 25 年度からは行政推進課、職員課、農政課の主査職の配置をスタッフ職に代え、1 人の主査に複数の部下を持たせる体制づくりを行ってきており、来年度におきましても同様の検討をしているところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

次、時間外の改善の質問に移りますが、先ほど板垣委員から縷々ありましたので、私は違う角度から質問をします。答弁では、市民サービスがより複雑多様化し、職員には専門性が求められる。このことから、部署によって恒常的な時間外勤務が発生しているとありました。このような専門部署の職員の必要な人数はどのように設定をしているのか。

また、本市における専門部署の職員の人材育成プログラムはあるのでしょうか、説明を願います。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

必要なニーズの把握と人材育成の部分でございます。

現状、事務の権限移譲や制度改正、新規事業の取り組みから市の事務の範囲が広がることによりまして、職員には専門性あるいは柔軟性や温かい人間性のある市民対応が求められていますし、こうした職員の配置が必要になってきているところでございます。職員の適正配置につきましては、担当部署へのヒアリングに基づき検討しているところでありますし、専門性のある分野につきましては、職員育成のため人材育成基本方針に基づき、毎年度、研修計画を作成し取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

それから、平成 26 年度ですが、先ほど板垣委員からもいくつかの課の名前が出ておりましたけれども、私も通告でいいましたが、時間外勤務が平均の 2 倍を超える 4 つの課があります。少なくとも、この 4 つの課に関しては早急な是正が必要だと思いますが、この 4 つの課の対応は大丈夫なのか、確認の意味でもう 1 回、お聞きします。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

4つの課につきましては、制度改正や新規事業への取り組み、年度途中での職員の欠員等により時間外勤務の状況が生じたということでございます。平成 25 年度には、既に職員配置等により緩和に努めているところでございます。来年度に向かいますとも、職員の配置や事務処理方法の見直し等によって時間外勤務の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

この項目では最後の質問になります。

職員数の答弁では、若手職員の育成や再任用職員の知識、経験、技能等を生かすことができる職場づくりを進めるとありましたが、具体的にはどう取り組むのか。

また、技術職の若手職員への技術継承は現状ではうまくいっているのか、お聞きいたします。

佐藤委員長

水口課長。

水口職員課長

若手職員の育成、技術職の育成ということでございます。

若手職員の育成につきましては、平成 24 年度より新人職員の支援員制度を開始し、主任職、先輩職員が新人職員を指導する場面も設けてきているところでございます。あるいは、研修等の充実により、若手職員の成長を促しているところでございます。再任用職員の配置につきましては、部署を広げることにより公務の安定と継続性を保持してまいりたいと考えております。

また、技術職につきましては今後、複数の定年退職者が見込まれることから、再任用職員として配置を検討し、若手技術職員の育成にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤委員長

藤田委員

藤田委員

わかりました。

こういうふうに職員が減ってくることを含めて、各議員が職員課を作るべきだと数年前からいってまいりました。そういう意味で、職員課が全体課に立っての司令塔ですから、人材育成だとか適正な人員配置の問題だとかかなりありますので、ぜひとも職員課にはここで力を発揮していただきたいと。まずは、職員課の残業時間を減らすところから、ひとつ取り組みながら、司令塔としての役割を果たしていただきたいと思います。

それともうひとつ、私が市役所にきて思うのは、特に児童家庭課や福祉課もそうなのですが、窓口となるところにいろいろなことで相談にくる方を見ていますと、やはり長い方では 30 分、1 時間というのが結構あります。そうしますと、そこに職員がついて、その相談が終わるまで離れるわけにはいかない。そういう方が 1 日、2 人、3 人きますと、その方は事務作業をしようと思ったら、恐らく就業後の 5 時 15 分から書類を作ったり、いろいろなものをまとめたりということになっているのではないかと思います。そういうことからいくと、特に市民相談の多い窓口に関しては、窓口で相談を受ける方とさまざまな資料、書類を作る方、この役割分担を再任用の方等の有効活用等も含めて、いろいろな工夫ができるのではないかと思います。そういう意味では、市民相談を短時間で切り上げ市民をないがしろにするような対策は取ってほしくないのですけれども、窓口で市民相談にくるようなところには一考が必要かと思しますので、そういうことも含め再任用の方の配置等も含めて、ぜひ研究していただきたいと思います。そういうことで、また来年も同じ質問を職員課にしないようになるよう、ぜひ頑張っていただきたいと思います。1 つ目のテーマは、これで終わります。

2 つ目のテーマ、学校施設の整備について質問をさせていただきます。

本市は、これまで国の方針に基づいて小中学校の耐震化に積極的に取り組んでまいりました。国の耐震化目標の平成 27 年度の 100%完了に合わせて事業を進めてきたことは、高く評価をいたします。そこで、耐震化を優先してきた関係で優先順位が低かった懸案事項の着手が急がれます。以下、学校、PTA、地域の方から上がっている要望について、教育長の見解を伺います。

学校のトイレが洋式化している現在、特に小学生の家庭では、学校での和式トイレが利用しづらいという声をよく聞きます。現在、市内の小中学校の中でトイレ便器の和式から洋式化への交換率の平均は 56%となっています。この洋式化の交換率の平均を下回っている学校を見ますと、小学校では西の里小が 53%、北の台小が 36%、ここは現在、大規模改修が進められておりますので、改善が図られるものと思います。大曲東小が 43%です。また、中学校では大曲中が 39%、緑陽中が 41%、西部中が 35%、東部中が 30%となっています。教育委員会としては、トイレの洋式化は大規模改修に合わせてとしておりますが、今後の計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

平成 24 年度において、市内小中学校から要望があった学校の備品や改修要望の件数と金額はどれくらいか。そのうち、24 年度に予算化されたものはどれくらいあったのか、お伺いいたします。

ICT 学習の導入により電子黒板が各学校に普及し、教育効果が上がっているとの声が多く聞かれます。この黒板の効果を高めるためにも、教室用の暗幕が必要との声がありますが、見解をお聞きいたします。

大曲中学校のグラウンドの周りの住民から、風の強い日はグラウンドのほこりで、洗濯物が外に干せないという声が今だにあります。私が、平成 16 年第 2 回定例会で一般質問しましたときの答弁は、春先のグレーダーによる整地とタイヤローラーによる転圧をしている。砂ぼこりの舞う時は、散水による対応をしているとの答弁でした。また、今後の対策として、表層安定剤（グラウンドガード）の効果について研究するとの答えがありましたが、その後、有効な方法は見つかったのか伺います。

以上で、1 回目の質問を終わります。

佐藤委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

学校トイレについてであります。学校からは喫緊の課題としての要望はありませんが、洋式化を含めたトイレ改修につきましては、排水管や床材の取り換え等も合わせて行うことから、今後も大規模改修時に実施してまいりたいと考えております。

なお、改修時の、洋式・和式の振り分けにつきましては、洋式を基本としながらも和式も設置することとしており、学校と協議した上で決めているところであります。

次に、学校からの要望についてであります。毎年、校長会などにより構成される教育予算要望委員会から、市内小中学校の要望を取りまとめて、提出していただいているところであります。要望内容につきましては、教育環境の充実、児童生徒の安全確保、施設修繕など、多岐にわたる内容となっており、緊急度・重要度を鑑みながら対応しているところであります。

なお、平成24年度につきましては、備品でサッカーゴールや除雪機の購入など2870万円、修繕で特別教室や窓枠修繕など2915万円を実施したところであります。

次に、教室の暗幕についてであります。設置につきましては、従来から各校の配分予算の中で対応しているところであります。今後、実態を調査してまいりたいと考えております。

次に、グラウンドの砂ぼこりについてであります。毎年、春先のグラウンド整地においてタイヤローラーによる転圧などの対策を行っているところであります。

なお、表層安定剤（グラウンドガード）につきましては、適度な間隔での散布や、その効果を維持するための定期的な散水など、経費・維持管理面での負担が大きいことや塩化化合物を含む表層安定剤では塩害の恐れがあることから、実施には至っていないものであり

ます。今後、植樹等の対策を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、いくつか再質問をいたします。

まず、学校のトイレ改修の答弁で、大規模改修時に実施するとありました。そうしますと今後、大規模改修が予定されている学校の順番ですが、建設年度の古い順番で行うのか、もしくは総合的に緊急度だとかいろいろな情報を鑑みて決めるのか、いかがでしょうか。

佐藤委員長

櫻井課長。

櫻井教育総務課長

藤田委員の再質問を私からお答えさせていただきたいと思います。

大規模改修の順番は、基本的には建設年度の古い順番と考えています。ただ、各学校の老朽化度合いも勘案しながら総合的に判断をしているところであります。

また、実施年につきましては、市全体における各年の建設工事の平準化等も考慮しながら推進計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

学校の耐震化の目途がついておりますので、大規模改修も相当な額がかかりますが、ゆっくりやっていますと最後の学校はかなり後年度でないと順番が回ってこないということもありますから、そういうことも含めて、短い期間で行えるようなご配慮をぜひ、お願いしたいと思います。

次に、校長会からの平成 24 年度における教育予算要望の件数と、それを実施した場合の予算総額はどれくらいになるのか。先ほど、実施した金額は一例として示されましたけれども、件数の総数、それから、もし本当に予算化した場合にはどれくらい必要なのかを再度、説明をお願いします。

佐藤委員長

櫻井課長。

櫻井教育総務課長

予算要望委員会から提出をいただいております予算要望内容につきましては、教育基本計画の政策分類別に整理した内容で提出をいただいております。例えば、優しく支え合う教育連携の推進という施策分類では、心の教室相談員の配置の継続要望を含めて 3 項目。生きる力をはぐくむ学校教育の推進では、小学校外国語活動の充実の継続拡大を初めとして 10 項目。信頼され魅力ある学校づくりの推進では、高額教材備品などの教育環境整備の充実を初めとして 16 項目。そのほかの 4 つの政策においては、1 つから 2 つの項目の要望となっており、さらに、それぞれの項目別に各学校ごと細分化をされたソフト、ハードを織り交ぜた要望の形という形式になっております。要望項目すべてがイコール予算要求額につながらないことから、要望項目全体の総額はまとめていないところであります。

なお、予算要求につながるような要望項目につきましては、教育委員会として予算要求時に改めて積算を行い、要求額を算出しているところであります。

以上です。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

今までは、各議員もとにかく学校の耐震化、これは緊急時の避難所にもなるということで、まずそちらだろうと思っておりましてし、その目途が立ちましたから、今まで我慢をしていた部分も多いと思いますので、ぜひ、その辺も細かく見ていただきたいと思います。

それで 1 点、教室の暗幕ですが、一応、学校の先生等のご意見を聞くと、電子黒板は非常に効果が高いと。ただ、太陽の光が教室に入っていると、くっきり見えづらいというのが現場の先生の声だそうです。そういう意味では、電子黒板をよりフル活用するには、やはり暗幕が必要ではないかと。教育効果の上からもそういうご意見が上がるのですけれども、これに関して、もし全小中学校に設置した場合、予算はどのくらい掛かるのか、お聞きします。

佐藤委員長

櫻井課長。

櫻井教育総務課長

あくまでも概算ということでありましてけれども、平成 21 年度に市内小中学校 ICT 事業ということで各教室に電子黒板、プロジェクター等 263 台を導入しております。例えば、1 教室、1 暗幕を設置した場合で本当に概算でありますけれども、530 万円程度は必要になるかと考えております。

以上です。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

530 万円は、決して高い額ではないと私は実感するのですが、ぜひとも、この辺も考慮していただきたい。学力向上が今、いろいろな意味でいろいろな角度からうたわれておりますので、そういう意味で環境面で応援できるものは積極的にすべきではないかと思っておりますので、この辺もぜひご検討いただきたいと思っております。

次に、各学校の現状から、各学校の PTA では環境整備に必要な備品や施設修繕に PTA 会費から捻出しているケースも聞いております。それは、学校でこういうものがあればいいのだけれども等々、いろいろな学校長と PTA との話し合いの中で、それであれば PTA がその分を応援しましょうかということがケースバイケースであるだろうと思っております。そういう意味では、こういった教育委員会にまで伝わってきていない細かいこともありますので、各学校の実情を 1 校、1 校、聞いて、必要なものは予算に反映していく形をさらにきめ細かく取るべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

佐藤委員長

櫻井課長。

櫻井教育総務課長

藤田委員の質問にもありました、各学校それぞれの細かい実態調査につきましては、毎年、先ほどいいました予算要望委員会前に庶務施設担当の各主査が市内小中学校すべてを回りながら、備品ですとか修繕要望などの聞き取りを行って、実態、実情を把握しているところであります。今後、これについては引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

佐藤委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

最後にグラウンドの砂ぼこり対策ですが、答弁では植栽等の対策を含め検討したいとありました。答弁の中では、塩化化合物では塩害の恐れがあり、なかなか実施するまでに至っていないと。少なくとも学校のグラウンドを植栽で砂ぼこり対策するとなれば、予算だとか規模も相当大きなものになりますから、そういう意味では、きちっと具体的な推進計画を立てて取り組まないと、なかなか地域から声が上がったからすぐ対応するということにはいかないと思うのですが、具体的な推進計画を立てるということについてどうなのかを最後にお聞きして、終わります。

佐藤委員長

櫻井課長。

櫻井教育総務課長

グラウンドの砂ぼこり対策につきましては、それぞれ学校の周辺環境の状況ですとか、さらにはグラウンドの設備等の実情がありまして、個々の実情に応じた中で今後も検討してまいりたいと考えています。

以上です。

藤田委員

終わります。

佐藤委員長

以上で、総括質疑を終了いたします。

続きまして、討論及び採決を行います。

初めに、議案第 15 号、平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論の通告がありますので、反対討論から順に発言を許します。

板垣恭彦委員。

板垣委員

私は、2012 年度一般会計決算反対の立場から討論をいたします。

議会における予算決算書に審査の視点として、決算におきましては歳入歳出がそれぞれ合理的に行われたか、行政運営が問題なく行われたか、これまでの行政課題が解決に向けて前進してきたかなどについて審査することが必要であると考えます。今まで行政上の課題として取り上げてきた問題の何点かを改めて指摘したいと思います。

例えば、生ごみ処理においてであります。計画通り進まないことを多くの議員が指摘

して参りましたが、私はそのほかに、指摘されたことのほかに計画の甘さ、過大設備投資であったことを指摘して参りました。責任の明確化と改善策がいまだに示されていないのは大変残念であります。事業系の生ごみの収集量は 2011 年度 29 t が 2012 年度 5 t と 6 分の 1 に減りまして、計画量 1550 t のわずか 0.3%にしか達していないわけでありまして。事業系の生ごみの最大の排出元と思われる、保育園給食や毎日 5000 食以上もの学校給食の生ごみが収集されていないということでありまして、収集処理されていないのはなぜなのでしょう。パッカー車で運ぶと、生ごみ中の水分、ごみ汁が垂れ流されてしまうからだというのであります。まとまった量の生ごみ運搬には、ビニール袋詰ではなく専用車両が必要なことくらい自明のことです。生ごみ処理の計画段階から専用運搬車で運搬、受入れができるようにするのが当たり前です。このようなことを操業開始 2 年半も経っていながら、いまだに対応できないということはまさに驚くべきことでもあります。

委託事業におきまして、業務従事者の処遇改善に取り組む姿勢が見られません。例えば、公共施設清掃業務について、契約のたびに金額が低下して清掃作業員の処遇が改善されないことの問題を何度も取り上げて改善を求めて参りました。道や札幌市では、国土交通省の建築保全労務単価の 90%以上の賃金が支払われるよう最低制限価格を設けておりますけれども、当市ではそのような対応もせず官製のワーキングプアを野放しに助長しているわけです。道は、例えば 6 年以上の経験を持つ清掃作業員には時間給 1150 円で賃金が支払われるように、すべての受託事業者に要請すると議会で答弁しておりますけれども、当市もこれらの対応を見習うべきであります。

職員の残業も何ら縮減に向けた取り組み効果が認められません。年間の時間外勤務時間が 1105 時間、過労死ラインを超えた残業が命じられているという実態が明らかになりました。6 つの課、延べ 47 人も職員が年間 360 時間から 540 時間もの残業を強いられ、労働基準法違反と思われる状態がずっと続いておまして、これが臨時的ではなく常態化しているにもかかわらず、何らの対策も講じないばかりか正職員を削減し続けていることは大きな問題であります。国の言いなりの構造改革、人員削減を続けるのではなく、今こそ立ち止まって市役所職場の状態を点検し、整備をし直し、職員の増員を図って適正な業務が行われるようにするべきでありました。

結果的にこのようにならなかった 2012 年度決算は承認することができないことを申し上げて討論いたします。

佐藤委員長

続きまして、畠山勝委員。

畠山委員

それでは、会派平政会を代表して、平成 24 年度の一般会計決算認定に賛成する立場から討論いたします。

平成 24 年度は、第 5 次総合計画の 2 年目で、上野市長 2 期目の実質的な締めくくりの年であり、目指す都市像の実現に向けて、着実に市政を進められた 1 年であったと感じております。

「東日本大震災」から早くも 2 年半が過ぎましたが、今なお多くの方々が日々の生活にも不自由をきたしている状況であり、一刻も早い復旧、復興を心から願っているものであります。

また、最近では自然災害が日本各地で猛威を振るっており、その恐ろしさと、日々安心して暮らしていることへの安堵を感じる今日この頃であります。

当市においては、西部中学校の屋体改築や救急無線のデジタル化などの耐震化、防災体制の強化を進めるとともに、公共施設の老朽化への対応として総合体育館、給食センターの改修など、市民の皆さんが安全で安心して暮らせることができるまちづくりを進めてきたところであります。

また、子ども医療の中学生までの入院助成の拡大、街路灯の LED 化の促進、第 6 期最終処分場の造成、地区センターの改修など、子育て支援の充実、環境対策、さらに地域コミュニティの活性化を進め、これからのまちづくりに向けた対策にも取り組まれたなど、厳しい経済情勢の中で、概ね計画通り取り組まれたことは評価できるものと考えております。

ここ数年、施設の耐震化、大規模改修が進められてきておりますが、これからも道路・橋梁等も含め、また庁舎建設も控えており、公共施設の老朽化対策が急務であります。

しかし、また一方では市の借入金が増加しているのも現実であります。今後の事業の実施に当たっては、こういった市の将来負担も十分考慮しながら計画的に進めていく必要があるものと考えております。

北広島市の人口は 6 万人を切ってしまいました。少子高齢化、人口減少という時代の流れのなかにあっても、人口増加に向けた取り組みは重要課題であります。まちなぎわい、活性化に向けた施策を今後も大いに期待しているところであります。

以上申し上げ、平成 24 年度一般会計の決算につきまして、認定に賛成いたします。

佐藤委員長

以上で、討論を終了いたします。

議案第 15 号、平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

佐藤委員長

起立多数であります。

議案第 15 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号、平成 24 年度北広島市水道事業会計決算認定について、討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

討論なしと認めます。

議案第 16 号、平成 24 年度北広島市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を、原案のとおり認定すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

議案第 16 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

正副委員長に一任と決しました。

以上で、決算審査特別委員会の全日程が終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

12 時 09 分 終了

委員長